

医薬発0530第6号  
令和7年5月30日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布及び施行等について

平素より医薬品・医療機器等行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和7年厚生労働省令第62号）が公布され、令和7年6月1日に施行されます。本省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されること等を受け、厚生労働省が所管する省令において、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたものであり、このうち薬事関係省令の改正箇所等及び施行に当たっての留意事項について、下記のとおり周知します。また、関連して、これまで医薬局が発出した通知等に係る取扱いについても、併せて周知します。

御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

## 第1 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律第2条により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設された。これに伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）において

て、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等の関係法律における規定についても同様に「拘禁刑」とする改正が行われ、令和 7 年 6 月 1 日に施行される。なお、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 193 号）においても、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）等の関係政令における規定について同様に「拘禁刑」とする改正が行われ、同日に施行される。

本省令は、上記改正を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）等の薬事関係省令を含め、厚生労働省が所管する省令において、「懲役」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改め、その他所要の改正を行うものである。

## 第 2 改正省令の主な内容（薬事関係省令部分）

以下に掲げる省令において、「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改めるもの。

第 4 条 第 1 号	麻薬及び向精神薬取締法施行規則	昭和 28 年厚生省令 第 14 号
第 4 条 第 2 号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	昭和 36 年厚生省令 第 1 号
第 4 条 第 7 号	薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号）附則第 12 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令 第 1 号
第 4 条 第 8 号	薬事法施行規則の一部を改正する省令附則第 14 条第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第 1 条の規定による改正前の薬事法施行規則	昭和 36 年厚生省令 第 1 号
第 4 条 第 10 号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令	令和 3 年厚生労働省令第 15 号

## 第 3 改正省令の経過措置等

本省令の施行の際現にある本省令による改正前の様式により使用されている書類は、本省令による改正後の様式によるものとする。

本省令の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

#### 第4 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律等の内容に合わせて、「懲役」及び「禁錮」の字句を「拘禁刑」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものである。





## 株式第十二号の七 (第四十八条の十六関係)

## キャリアコンサルタント登録申請書

キャリアコンサルタントの登録を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の16第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

氏名	性別	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 令和 1. 男 2. 女
勤務先	郵便番号 ( )	電話番号 ( )
自宅住所	郵便番号 ( )	電話番号 ( )

試験に合格した年月日	試験合格証書番号	登録年月日	登録番号
精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
□ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		□ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
□ 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑(※)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		□ 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑(※)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
□ 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		□ 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	
※「刑法等の一部を改正する法律(昭和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び死刑法第13条に規定する禁錮を含む。」		※「刑法等の一部を改正する法律(昭和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び死刑法第13条に規定する禁錮を含む。」	
厚生労働大臣		年 月 日	
殿		年 月 日	
指定登録機関代表者		年 月 日	
氏名		氏名	

収入印紙  
(消印しないこと)

又は領取証書を貼ること。

注意

該当する□は、□と記入すること。

この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領取証書を貼ること。

3 指定登録機関が行うキャリアコンサルタントの登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付

し、収入印紙は貼らないこと。

4 用紙の大きさは、A4とする。

5 この申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し(試験に合格した年月日から5年を経過した日以降に登録申請を行う場合は、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し及び講習の修了証又はこれに代わるべき書面)を添えること。

## 株式第十二号の八 (第四十八条の十八関係)

## キャリアコンサルタント登録更新申請書

キャリアコンサルタントの登録の更新を受けたいので、職業能力開発促進法施行規則第48条の18の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

氏名	性別	1. 大正 2. 昭和 3. 平成 4. 令和 1. 男 2. 女
勤務先	郵便番号 ( )	電話番号 ( )
自宅住所	郵便番号 ( )	電話番号 ( )

登録年月日	登録番号	登録年月日	登録番号
精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		精神の機能の障害によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
□ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		□ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
□ 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑(※)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		□ 法又は法に基づく命令以外の法令に違反し、拘禁刑(※)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
□ 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者		□ 法第30条の22第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	
※「刑法等の一部を改正する法律(昭和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び死刑法第13条に規定する禁錮を含む。」		※「刑法等の一部を改正する法律(昭和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役及び死刑法第13条に規定する禁錮を含む。」	
厚生労働大臣		年 月 日	
殿		年 月 日	
指定登録機関代表者		年 月 日	
氏名		氏名	

注意

1 指定する□は、□と記入すること。

2 用紙の大きさは、A4とする。

3 この申請書には、講習の修了証又はこれに代わるべき書面を添えること。

(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「禁錮」を「拘禁刑」と改める。

1 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成九年厚生省令第311号)附則第

18条第一項第十号及び附則第四十五条第一項第七号

1 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則(令和五年厚生労働省令第七十一号)第三十条第三項第一項

(介護保険法施行規則の一部改正)  
**第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改める。**  
 様式第一号から様式第一号の三まで及び様式第九号を次のように改める。

様式第一号(第二十六条関係)

(表面)

(一)				(二)				(三)										
介護保険被保険者証				要介護状態区分等				給付制限										
被保険者番号	番号			認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)				内 容				期 間						
	令和 年 月 日																	
	認定の有効期間																	
	区分支給限度基準額																	
	居宅サービス等 合和 年 月 日～令和 年 月 日 1月当たり																	
被保険者住所	(うち種類支給限度基準額) サービスの種類			種類支給限度基準額				居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称				開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日						
被保険者氏名												届出年月日 令和 年 月 日						
被保険者生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日											届出年月日 令和 年 月 日						
交付年月日 令和 年 月 日				認定審査会の意見及びサービスの種類の指定								届出年月日 令和 年 月 日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印																		

(裏面)

(四)

注意事項

- 一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 二 サービス・活動事業(第号事業)のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。
- 三 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 四 サービス・活動事業(第号事業)のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。
- 五 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

(五)

(六)		(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		(十三)		(十四)			
七 居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。		八 介護サービスを受けるときには支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)。		九 サービス・活動事業(第号事業)のサービスを受けるときには支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち市町村が定める額(事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額)で		十 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。		十一 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。		十二 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添え、市町村にその旨を届け出してください。		十三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。		十四 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用支払額を三割(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合)とする措置(給付額減額)等を受けることがあります。					

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

注意事項	
<p>一 介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。</p> <p>二 介護サービス又はサービス・活動事業（第一号事業）のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）</p> <p>三 被保険者の資格がなくなつたときは又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。</p> <p>六 利用時支払額を三割（利用者負担の割合）欄に記載された割合が二割である場合は四割とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。</p>	

(表面)

介護保険負担割合証							
交付年月日 令和 年 月 日							
被保険者	番号						
	住所						
	フリガナ						
	氏名						
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
利用者負担の割合	適用期間						
割	開始年月日 令和 年 月 日	終了年月日 令和 年 月 日					
割	開始年月日 令和 年 月 日	終了年月日 令和 年 月 日					
保険者番号 並びに保険者 者の名称及 び印							

1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

## 様式第一号の二の二(第八十三条の六関係)

(裏面)

注意事項	
<p>一 この証によつて指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保健施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において「老健・医療院等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。</p> <p>二 前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなつたときは、認定の条件に該当しなくなつたとき又は負担限度額認定証の有効期限に至つたときは、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。</p> <p>六 利用時支払額を三割（利用者負担の割合）欄に記載された割合が二割である場合は四割とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。</p>	

(表面)

介護保険負担限度額認定証							
交付年月日 令和 年 月 日							
被保険者	番号						
	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日					
	適用年月日	令和 年 月 日から					
有効期限	令和 年 月 日まで						
食費の負担限度額	(介護予防) 短期入所生活 (療養) 介護 その他のサービス					円 円	
居住費又は滞在費 の負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室 従来型個室 (特養等) 従来型個室 (老健・医療院等) 多床室					円 円 円 円 円	
保険者番号 並びに 者印							

備考

1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

様式第一号の三 (第百七十二条の二関係)

(裏面)

注意事項	
一　この証によつて指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。	
二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口に提出してください。	
三　被保険者の資格がなくなつたとき、認定の条件に該当しなくなつたとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至つたとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。	
四　この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。	
五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。	

(表面)

介護保険特定負担限度額認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)	
交付年月日	令和年月日
番号	所
フリガナ	氏名
生年月日	明治・大正・昭和年月日
適用年月日	令和年月日から
有効期限	令和年月日まで
食費の特定負担限度額	円
居住費の特定負担限度額	円
保険及び 被保険者に 番号及び 名前 の印	保険会員登録 番号
ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室 多床室	

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

様式第九号(附則第八条関係)

(裏面)

交付年月日	介護保険被保険者証 新・要介護状態区分等 認定の有効期間 認定年月日
被保険者番号	認定の有効期間 区分支給限度額 (期 間)
氏名	区分支給限度額 (種類支給限度額) サービスの種類の指定 サービスの種類の指定
生年月日	日・要介護状態区分等 認定の有効期間 区分支給限度額 (期 間)
性別	認定年月日
住所	給付制限 (内 容) (期 間)
保険者番号	届出年月日
保険者名	居宅介護支援事業者 又は介護予防支援事業者 及びその事業所の名称

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、大切に保管してください。
- 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスを要した費用の1割です。
- 被保険者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- この証の表面の記載事項に変更があつたときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
- 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置、利用時支払額を3割とする措置等を受けることがあります。

介護保険施設等

種類	名稱	入所 入院年月日	退所 退院年月日
----	----	-------------	-------------

備考 1　大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとします。

2　プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。

3　内部に半導体集積回路を組み込むものとする。

4　審査会意見及びサービスの種類の指定については、表面にはその有無を表示し、当該意見等の内容については、内部の半導体集積回路に記録できるものとする。

5　必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十一條 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第一十一号)の一部を次のよつて改正する。

様式第三号(第百十九条関係)を次のよつて改める。

様式第三号(第百十九条関係)

(表面)

第百八十三条 第九十条第一項(第九十一条の三十二第三項において準用する場合を含む。)又は第百一一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、当該違反行為をした者は、六ヶ月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	確定給付企業年金実施事業所検査証・基金検査証 企業年金運合会検査証
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人の他の従業者が、その法人又はその業務に関する限り、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。	写真
(裏面)	(施行期日)
第号年月日交付 厚生労働大臣、 地方厚生局長 又は地方厚生 支局長印	確定給付企業年金法(抄)
第九十条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徵し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金の事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。	
2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による虚偽は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。	
第一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は運合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徵し、又は当該職員をして事業主等若しくは運合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。	
2 第百九条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。	

(備考)この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。

(健康増進法施行規則の一部改正)

第十一條 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)の一部を次のよつて改正する。

別記様式第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第一号から様式第四号の(1)並び中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第十三條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百一十九号)の一部を次のよつて改正する。

様式第一号から様式第四号の(1)並び中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

様式第五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

第一條 いの省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年六月一日)から施行する。

(経過措置)

第一條 いの省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮若しくは刑法等の一部を改正する法律第二条の規定によつて改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号)第十六条に規定する拘留(以下「の条例において「旧拘留」といへ。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合又は留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用についてには、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置され、又は留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けているものとみなす。

1 健康保険法施行規則第三十二条の二第一号  
2 船員保険法施行規則第十八条第一号3 労働基準法施行規則第三十七条の二第一号  
4 労働者災害補償保険法施行規則第十二条の四第一号  
5 国民年金法施行規則第三十四条の四第一号  
6 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第三条第一項第一号  
7 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第十二条  
8 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第一条、第十六条、第三十一条第一号及び第四十六条第一号

第一條 いの省令の施行の際現にあるいの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といへ。)に用いられる書類は、いの省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 いの省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、いれを取り繕つて使用する。